

山口県報

平成 26 年
12月24日
(水曜日)

平成二十六年十一月二十四日

山口県知事 村岡嗣政

一 指定区域
周南市大字東山字堂ヶ谷二〇〇四番九のうち別図に示す区域及び二〇〇四番一〇から二〇〇四番一二まで

二 埋立地の区分
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号に規定する埋立地
(別図は、省略し、その図面を山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課及び山口県山口環境保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

○告示

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の規定による指定区域の指定

（廃棄物・リサイクル対策課）

平成二十七年産麦類の指定種子生産ほ場の指定（農業振興課）

解除予定保安林（阿武町）（森林整備課）

指定施業要件の変更予定保安林（森林整備課）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）

○公告

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取（商政課）

土地改良区役員の届出（農村整備課）

土地改良事業の工事の完了（農村整備課）

契約の締結（技術管理課）

周南都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）

周南都市計画市場の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）

山陽小野田都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）

○雑報

県報の正誤（平成二十六年七月十五日山口県条例第三十二号ほか一件）

市町名	面積（アール）	山口県知事	村岡嗣政
宇部市	三七〇		
山口市	八三八		
防府市	一、七六一		
山陽小野田市	一〇六		

山口県告示第四百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、保安林の指定を次とおり解除する予定である。

平成二十六年十一月二十四日

山口県知事 村岡嗣政

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十七号）第十五条の十
七第一項の規定により、次の区域を指定区域として指定する。

山口県告示第四百十九号



一 解除予定保安林の所在場所

阿武郡阿武町大字福田上字大元一〇一二三の二、字作田原一〇一二八の一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

土地改良事業用地とするため

山口県告示第四百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である旨の通知があつた。

平成二十六年十二月二十四日

山口県知事 村岡嗣政

山口県知事

村岡嗣政

市名	大字名	地番	標柱番号
山口市	田島	二四七の一 二四七の二 二四七の三 二四八の一 二八一 二五一の二 二二九 二二〇 二二三 二二三 二五一の一 二四八 三〇三 十三号	一号 二号 三号 四号 五号 六号 七号 八号 九号 十号 十一号 十二号

一 区域の名称
島下地区
二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一號から十三號までを順次結んだ線及び標柱一號と十三號を結んだ線に囲まれた区域

平成二十六年十二月二十四日

山口県知事 村岡嗣政

山口県告示第四百二十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

（四二三） 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成
口市経済産業部農林政策課、岩国市産業振興部農林振興課及び周南市経済産業部農林課
に備え置いて総覧に供する。）



一 事業の名称	県営掘越地区中山間地域総合農地防災事業	二 事業の種類	農用地の保全上必要な土留工	三 工事完了の時期	平成二十六年二月二十五日
(四二五) 土地改良事業の工事の完了	次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。	山口県知事	村岡嗣政	平成二十六年十二月二十四日	
一 事業の名称	県営掘越地区中山間地域総合農地防災事業	二 事業の種類	農用地の保全上必要な土留工	三 工事完了の時期	平成二十六年二月二十五日
(四二六) 契約の締結	次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。	山口県知事	村岡嗣政	平成二十六年十二月二十四日	
一 事務を担当する課の名称及び所在地	土木建築部技術管理課 山口市滝町一番一号	二 落札に係る物品等の名称及び数量	周南都市計画道路三・四・二百十二中央線 周南都市計画道路三・四・二百十八青木線 周南都市計画道路三・六・二百二十四川端通線	三 土木事業管理システム用機器 一式 契約の相手方を決定した手続	山口県知事 村岡嗣政

一 都市計画の種類及び名称	周南都市計画道路三・四・二百十二中央線 周南都市計画道路三・四・二百十八青木線 周南都市計画道路三・六・二百二十四川端通線	二 都市計画の図書の写しの縦覧場所	山口県土木建築部都市計画課	四 一般競争入札
(四二七) 周南都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧	下松市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。	平成二十六年十二月二十四日	山口県知事 村岡嗣政	落札者を決定した日 平成二十六年十一月十日
一 都市計画の種類及び名称	周南都市計画道路三・四・二百十二中央線 周南都市計画道路三・四・二百十八青木線 周南都市計画道路三・六・二百二十四川端通線	二 都市計画の図書の写しの縦覧場所	山口県土木建築部都市計画課	落札者の名称及びその主たる事務所の所在地 日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋一丁目三番一号
(四二八) 落札金額	二億千五百十九万二千五十二円	平成二十六年九月二十六日	平成二十六年九月二十六日	落札公告日 平成二十六年九月二十六日
一 契約担当者	山口県知事 村岡 嗣政	二 調達方法	三 借り入れ	四 落札方式
(一) その他		(一) (二) (三)		
八 その他				

(四二八) 周南都市計画市場の変更に係る図書の写しの縦覧

下松市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画市場の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十六年十二月二十四日

山口県知事 村岡嗣政

- 一 都市計画の種類及び名称
周南都市計画市場下松地区地方卸売市場
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(四二九) 山陽小野田都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

山陽小野田市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定による山陽小野田都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十六年十二月二十四日

山口県知事 村岡嗣政

- 一 都市計画の種類及び名称
山陽小野田都市計画道路三・六・十三新開作中通線
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

正誤
平成二十六年七月十五日山口県条例第三十二号（山口県母子福祉施設条例等の一部を改正する条例）



ページ	行	誤	正
三	八	第二条第十四号ハ	
二	〇	第二条第十五号ハ	

平成二十六年十一月二十八日山口県告示第三百九十二号（道路の位置の指定）

平成
十六年十一月二十四日發行刷

發行人所

山口県知事

山口県報

平成 27 年
1 月 9 日
(金曜日)

収用の部分
岩国市平田三丁目地内

使用の部分
なし

四 事業の認定をした理由
法第二十条第一号関係

平田住民ホール等駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十一号及び第三十二条に掲げる施設に関するものである。

三 法第二十条第二号関係

本件事業の起業者である岩国市は、一般会計により予算措置を講じてることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。

二 法第二十条第三号関係

ア 本件事業の施行により得られる利益は、駐車場を拡張整備して平田出張所、平田供用会館及び平田住民ホールの利用者の利便性を確保することにより、これら

の施設の有効活用が図られることである。

イ 本件事業の施行により失われる利益は、本件事業に係る施設（以下「本件施設」という。）を整備することにより、周辺環境が影響を受けることである。しかし、起業者の調査によれば、起業地の周辺において、起業者が保護のため特別の措置を講すべき動植物及び文化財は存しないことから、本件事業が周辺環境に与える影響は軽微なものであると考えられる。

ウ 本件事業の起業地は、本件施設の利用者の利便性が高いこと等を条件として、三案について比較検討した上で選定されている。

エ 以上のことから、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。

四 法第二十条第四号関係

ア 本件事業は、駐車場を拡張整備して平田出張所、平田供用会館及び平田住民ホールの利用者の利便性を確保することによりこれらの施設の有効活用を図るために早急に実施されるべき事業である。

イ 本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであると認められる。

ウ 以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであると認められる。

起業地を表示する図面の縦覧場所
岩国市市民生活部市民協働推進課

山口県告示第二号



土地収用法の規定に基づく事業の認定（監理課）

○告示
○公表
○公告
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請（二件）（県民生活課）
○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請（県民生活課）
○大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出（商政課）
○雑報
○県報の正誤（平成二十六年十二月二十四日山口県告示第四百十九号）

平成二十六年度山口県補正予算の要領の公表（財政課）
平成二十六年度山口県補正予算の要領の公表（財政課）
平成二十六年度山口県補正予算の要領の公表（財政課）
六
六
六
七

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定

により、次のとおり事業の認定をした。

平成二十七年一月九日

山口県知事 村岡嗣政

- 一 起業者の名称
岩国市
- 二 事業の種類
平田住民ホール等駐車場整備事業
- 三 起業地

五

ア 本件事業は、駐車場を拡張整備して平田出張所、平田供用会館及び平田住民ホールの利用者の利便性を確保することによりこれらの施設の有効活用を図るために早急に実施されるべき事業である。

イ 本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであると認められる。

ウ 以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであると認められる。

起業地を表示する図面の縦覧場所
岩国市市民生活部市民協働推進課

平成26年第定期

(四) 平成16年度山口県補正予算の額の公報
平成16年度山口県議会は、議決された平成16年度山口県補正予算の額は、次のとおりである。

平成17年4月6日

三口黙示地 本 医 疗 政

平成26年度山口県一般会計補正予算(第4号)

平成26年度山口県一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 岁入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,065,332千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ693,055,524千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第1表 岁入歳出予算補正
(単位 千円)

歳 入	款 項	補 正 額	補 正 前 の 額	計
7 分 担 金 及 び 負 担	3 民 生 費	4,912	2,578,943	2,583,855
金	1 社会福祉費	745,257	37,791,438	38,536,695
1 分 担 金	4 児童福祉費	△18,704	6,372,057	6,353,353
2 負 担 金	7 生活保護費	763,961	31,419,381	32,183,342
8 使用料及び手数料	4 衛 生 費	861,377	451,842	1,313,219
9 国庫支出金	1 公衆衛生費	861,377	451,842	1,313,219
1 国庫負担金	4 環境衛生費	48,597	78,759,481	78,808,078
2 国庫補助金	7 保健所費	48,597	5,823,838	5,872,435
	8 医 藥 費	2,065,332	690,990,192	693,055,524
	10 病 院 費			

5 労 働 費		1 政 費		4 労働委員会費		6 農林水産業費		定期(定期)報 紋		号 2625 紋	
5,518	4,130,569	4,136,087						款	項	項	金額
2,502	1,390,422	1,392,924									
2,943	1,470,197	1,473,140									
1 農業費	農業費	農業費	農業費	75,000							
2 農業能力開発費	経営体育或基盤整備事業費	経営体育或基盤整備事業費	経営体育或基盤整備事業費	87,000							
3 農業地業費	港湾水防除事業費	港湾水防除事業費	港湾水防除事業費	74,503							
4 農業委員会費	広域森林道開設事業費	広域森林道開設事業費	広域森林道開設事業費	7,562							
5 農業業者費	一般治山事業費	一般治山事業費	一般治山事業費	210,734							
6 農林水産業費	水源地域緊急整備事業費	水源地域緊急整備事業費	水源地域緊急整備事業費	7,755							
7 商工費	林地荒廃防止事業費	林地荒廃防止事業費	林地荒廃防止事業費	10,919							
8 土木費	載培漁業事業費	載培漁業事業費	載培漁業事業費	40,305							
9 警察費	交通安全施設整備事業費	交通安全施設整備事業費	交通安全施設整備事業費	332,023							
10 教育費	道路改良費	道路改良費	道路改良費	330,077							
11 学校費	単独道路改良費	単独道路改良費	単独道路改良費	87,000							
12 特別支援学校費	橋りょう補修費	橋りょう補修費	橋りょう補修費	396,256							
13 社会教育費	広域河川改修費	広域河川改修費	広域河川改修費	232,636							
14 保健体育費	周辺高架対策事業費	周辺高架対策事業費	周辺高架対策事業費	250,001							
15 学事合計	河川災害関連事業費	河川災害関連事業費	河川災害関連事業費	19,951							
16 歳出合計	単独河川改修費	単独河川改修費	単独河川改修費	297,560							
17 特別支援学校費	ダム建設実施調査費	ダム建設実施調査費	ダム建設実施調査費	254,800							
18 社会教育費	通常砂防事業費	通常砂防事業費	通常砂防事業費	11,755							
19 保健体育費	自然災害防止事業費	自然災害防止事業費	自然災害防止事業費	449,989							
20 学事合計	海岸防災事業費	海岸防災事業費	海岸防災事業費	120,820							
21 歳出合計	都市計画街路整備事業費	都市計画街路整備事業費	都市計画街路整備事業費	501,511							

(単位 千円)

第2表 緑越明許費

第3表 債務負担行為補正

追加

事項	期間	限 度	額
1 山口県スポーツ交流 指定をすること。	平成27年度から 平成31年度まで	477,675千円	
2 山口県若者就職支援管 理者の指定をすること。	平成27年度から 平成31年度まで	140,461千円	
3 ミラノ国際博覧会の 出展に係る業務委託の 年次契約すること。	平成26年度から 平成27年度まで	30,000千円	
4 公園施設に係る指定管 理者の指定をすること。	平成27年度から 平成31年度まで	1,303,113千円	
5 片添ケ浜海浜公園の 公園施設に係る指定管 理者の指定をすること。	平成27年度から 平成31年度まで	146,735千円	
6 萩ウエルネスパーク の公園施設に係る指定 管理者の指定をすること。	平成27年度から 平成31年度まで	153,115千円	
7 県営住宅等に係る指 定管理者の指定をする こと。	平成27年度から 平成31年度まで	5,524,990千円	

平成26年度下関漁港地方御完市場特別会計補正予算(第1号)

平成26年度山口県の下関漁港地方御完市場特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ404千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,766,453千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(単位 千円)

歳 入 金	歳 出 金	項 目	補 正 額	補正前の額	計
3 繼 入 金	3 繼 出 金	1 他会計繰入金	404	183,055	183,459
歳 入 合 計	歳 出 合 計		404	183,055	183,459
			404	1,766,453	1,766,857
1 流域下水道事業 費			404	1,766,453	1,766,857
歳 入 金	歳 出 金	1 流域下水道費	404	1,766,453	1,766,857
		合 計	404	1,766,453	1,766,857
第1表 歳入歳出予算補正		平成26年度山口県の港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。			
歳 入 金					

(単位 千円)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
第3条 予算第9条中「職員給与費687,007千円」を「職員給与費710,763千円」に改め
る。

(五) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十七年二月一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年一月九日

山口県知事 村岡嗣政

一 申請のあつた年月日

平成二十六年十二月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 青少年教育支援協会

代 表 者 の 氏 名 阿多淳弥
主たる事務所の所在地 下関市今浦町八番二五号

三 定款に記載された目的

地域の青少年に対して学習、文化及び社会に関する支援事業を行い、健全な育成の実現に寄与すること。

(六) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十七年二月十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年一月九日

山口県知事 村岡嗣政

(七) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十七年二月九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年一月九日

山口県知事 村岡嗣政

一 申請のあつた年月日

平成二十六年十一月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人きぼうの会

代 表 者 の 氏 名 吉村陽子
主たる事務所の所在地 宇部市新天町一丁目四番二四号

(八) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十七年五月十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

一 申請のあつた年月日

平成二十六年十一月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 じやがいもの会

代 表 者 の 氏 名 橋本強
主たる事務所の所在地 山口市三の宮二丁目二番一〇号

平成二十七年一月九日

山口県知事 村岡嗣政

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後九時まで

八 届出年月日 平成二十六年十一月八日

- 一大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) ドラッグストアモリ黒川店
所在地 山口市黒川六九七
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
株式会社ドラッグストア 福岡県朝倉市一ツ木一一四八の一 森 信
モリ

- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏
名 氏名又は名称 住 所 代表者の氏名
株式会社ドラッグストア 福岡県朝倉市一ツ木一一四八の一 森 信

森 信

正誤 平成二十六年十一月二十四日山口県告示第四百十九号(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の規定による指定区域の指定)



ページ	段	行	誤
一	下		
一九〇	山口県山口環境保健所	山口県周南環境保健所	正

- 四大規模小売店舗の新設をする日
平成二十七年八月九日
- 五大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(一) 駐車場の収容台数
四七台
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(一) 駐輪場の収容台数
二〇台
- (二) 荷さばき施設の面積
六五平方メートル
- (三) 荷さばき施設の面積
七立方メートル
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
氏名又は名称
株式会社ドラッグストアモリ
来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前零時から午後十二時まで
- (二) 駐車場の自動車の出入口の数
午前零時 午後一二時

平成
二十七年一月九日印行刷

発行所

山口県知事